

低圧蓄熱調整契約

(付帯契約要綱)

令和 8 年 4 月 1 日実施

沖縄電力株式会社

目 次

本 則

1 適 用	1
2 要 約 の 変 更	1
3 適 用 範 囲	1
4 季節区分および時間帯区分	2
5 料 金	2
6 夜間使用電力量の計量	4
7 解 約 等	5
8 そ の 他	5

附 則	6
-----------	---

本 則

1 適 用

この付帯契約要綱（以下「要綱」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

沖縄県（当社が定める離島等供給約款の適用地域を除きます。）

2 要 綱 の 変 更

- (1) 当社は、次の場合には、この要綱を変更することがあります。この場合、お客さまとの電気料金その他の供給条件は、変更後の要綱によります。
 - イ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合
 - ロ 当社が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または関係する法令の制定もしくは改廃により、変更の必要が生じた場合
 - ハ その他、この要綱による契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
- (2) (1)の場合、当社は、変更前は変更内容を、変更後は変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、お客さまにお知らせいたします。ただし、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。
- (3) 当社は、電気事業法第2条の13に定める書面および電気事業法第2条の14に定める書面の交付に代えて、電子メールの送信またはお客さまにあらかじめ当社所定のインターネットサイトに登録いただき、そのインターネットサイトにお知らせする方法等によりお客さまにお知らせすることができます。

3 適 用 範 囲

主契約要綱の低圧電力 α またはJAでんき（低圧電力）として電気の供給を受け、冷暖房負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）によって、4（季節区分および時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行

が可能な需要であり、かつ、この要綱実施の際現に低圧蓄熱調整契約（令和6年4月1日実施。）の適用を受けている場合に適用いたします。

4 季節区分および時間帯区分

(1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼 間 時 間

毎日午前9時から午後11時までの時間をいいます。

ロ 夜 間 時 間

昼間時間以外の時間をいいます。

5 料 金

各月の料金は、低圧電力αまたはJAでんき（低圧電力）によって料金として算定された金額から(1)によって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

(1) 蓄 热 割 引 額

蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次の式によって算定された金額といたします。

イ 低圧電力αとして電気の供給を受ける場合

$$\begin{array}{l} \text{蓄 热} = \text{低圧電力}\alpha\text{の夏季料金} \times \text{その1月の} \\ \text{割引額} \quad \text{またはその他季料金} \quad \times \text{蓄熱電力量} \quad \times \text{蓄熱割引率} \end{array}$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、低圧電力αの夏季料金および(4)の夏季蓄熱割引率を、その他季の蓄熱電力量には、低圧電力αのその他季料金および(4)のその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量

値を確認するときを除き、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比でん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

ロ JAでんき（低圧電力）として電気の供給を受ける場合

$$\begin{array}{l} \text{蓄 熱} \quad \text{JAでんき(低圧電力)} \\ \text{割引額} = \text{の夏季料金またはその} \times \text{その1月の} \quad \times \text{蓄熱割引率} \\ \text{他季料金} \end{array}$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、JAでんき（低圧電力）の夏季料金および(4)の夏季蓄熱割引率を、その他季の蓄熱電力量には、JAでんき（低圧電力）のその他季料金および(4)のその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比でん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

(2) 蓄 熱 電 力 量

蓄熱電力量は、6（夜間使用電力量の計量）によって計量された蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は、夜間使用電力量から(3)によって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることができます。

(3) 控 除 電 力 量

控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。

なお、控除率は、原則として10パーセントといたします。ただし、その値

が蓄熱式負荷設備の負荷の実情に比べて不適当である場合は、蓄熱式負荷設備の容量および稼働状況等を基準として、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

(4) 蓄 熱 割 引 率

蓄熱割引率は、次のとおりといたします。

夏 季 蓄 熱 割 引 率	0.183
その他の季節蓄熱割引率	0.147

(5) 単位および端数処理

- イ 指定電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
ロ 指定率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。

6 夜間使用電力量の計量

- (1) 当社は、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、4(季節区分および時間帯区分)

- (2) イの昼間時間を毎日午前8時から午後10時までに変更するあります。

また、蓄熱式負荷設備は、専用の回路で施設していただきます。

- (2) 夜間使用電力量の計量は、低圧供給条件(自由共通)(令和8年4月1日実施。以下「低圧供給条件」といいます。なお、当社が低圧供給条件を変更した場合には、変更後の供給条件によります。)17(使用電力量の計量)により行ないます。

- (3) 夜間使用電力量の計量は、1計量をもって行ないます。

- (4) 当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し、当社との協議がととのった場合には、当該システムの夜間使用電力量は、(1)にかかわらず、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

7 解 約 等

- (1) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社はこの契約を解約することがあります。この場合には、その旨と解約日をお客さまにお知らせいたします。
- イ 主契約要綱の低圧電力 α またはJAでんき（低圧電力）による需給契約が解約された場合
- ロ お客様がその他この要綱に反した場合
- (2) お客様が、主契約要綱の低圧電力 α またはJAでんき（低圧電力）以外の契約種別に需給契約を変更された場合は、需給契約の変更日にこの契約は消滅するものといたします。

8 そ の 他

- (1) 当社は、必要に応じてお客様から蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。
- (2) お客様が、蓄熱式負荷設備の内容もしくはその稼働方法の変更、または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (3) この要綱によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、当社は、お客様の氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。
- (4) この要綱に定めのない事項については、低圧供給条件および主契約要綱の低圧電力 α またはJAでんき（低圧電力）に定めるところによるものといたします。

附 則

実 施 期 日

この要綱は、令和8年4月1日から実施いたします。